

古賀市バスケットボール協会 一般加盟規定

第1条 本会は規約第4条の規定に基づき加盟に必要な事項を定める。

第2条 本協会への登録は必要書類、登録料の提出をもって加盟とする。

- ① 加盟は古賀市に活動拠点を置く団体であることとする。
尚、平成20年現在、体育館施設の不足による活動拠点確保が難しい団体は古賀市在住または在勤者の有無によって例外的に加盟を認めるものとする。
- ② 加盟年度は4月1日から翌3月31日迄とし、次年度以降も継続する場合には年度終了までに事務局へ申し出ることとする。
- ③ 加盟登録料は1団体4,000円とする。
尚、1団体に男女チームがある場合には男女それぞれ個別に登録することとする。
(協会役員選出においては1団体として選出してもよい。)
- ④ 登録団体は理事1名を選出し、常任理事会及び総会への出席を義務づける。
- ⑤ その他、協会事業には積極的に参加するものとする。

第3条 本協会への加盟後は下記の権利を有するものとする。

- ① 福岡県民体育大会及び全国青年体育大会等の選抜選手で臨む大会への選手推薦を行うことができる。
- ② 強化補助金 年10,000円を協会より受け取ることができる。
(10月以降の予定で男女別登録を行った団体は男女それぞれ補助金を受け取ることができる。)
- ③ 確認中
- ④ 協会主催の指定大会において、優先的に参加する資格を有し、参加費等の減免を行うこととする。
- ⑤ クラブチーム登録、県協会登録時の推薦、指導を受けることができる。

第4条 この規定は平成20年4月1日より施行する。